

ごみ処理施設建設事業に関する協定書

四街道市（以下「甲」という。）とみそら自治会（以下「乙」という。）は、甲が四街道市山梨2002番地先において実施するごみ処理施設（以下「清掃工場」という。）建設事業に関し、次のとおり協定する。

第1章 総 則

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲が清掃工場の操業に関し公害の発生防止を図り、以て乙に所属する住民に健康で安心して住める生活環境を確保すること、及び当該清掃工場に代えて計画する清掃工場用地（以下「次期用地」という。）の取得と移転を確実に実施していくことを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、本協定の目的遂行のため最大限努めるものとする。

- 2 清掃工場の建設に当たっては、公害防止のための最新の設備を採用するものとする。
- 3 清掃工場の操業に当たっては、細心の注意を払い、最良の状態を保ち、絶えず公害の防止に努めなければならない。
- 4 周辺住民の清掃工場への苦情については、速やかに対応しなければならない。
- 5 早期に適切な次期用地を取得し、速やかに移転させなければならない。

（工場の概要）

第3条 清掃工場の概要は、次のとおりとする。

- (1) 炉 形 式 準連続燃焼式流動床炉
- (2) 焼却処理能力 1日110トン、16時間稼働

- (3) 炉 数 55トン炉 2基、16時間稼働
- (4) 公害防止装置 半乾式有害ガス除去装置及びバグフィルター方式
- (5) 煙 突 高さ100メートル
- (6) 排水処理方式 クローズドシステム

2 併設する粗大ごみ処理施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 処理能力 粗大ごみ15トン（粗大ごみ7トン、不燃ごみ8トン）、
5時間稼働
- (2) 形 式 せん断圧縮併用方式及び圧縮固化方式

第2章 操業期間及び次期用地の選定、取得

(清掃工場の操業期間)

第4条 清掃工場の操業は、稼働した日から起算（以下「稼働後」という。）し、15年以内に停止する。この場合にあっても、甲は、稼働後13年を操業停止の目標とし、当該事業に代えて計画する施設に係る国等の補助を申請する要件が備わった場合は、直ちに補助を得るに必要な整備計画書を国等に提出しなければならない。

(次期用地選定及び取得)

第5条 甲は、清掃工場について乙の同意があった日から起算し、3年以内に次期用地を決定し、取得する。ただし、乙が十分な理由があると認めた場合には、最長2年間に限り延長できるものとする。

(次期用地の制限)

第6条 次期用地は、みそら地区周辺に選定しない。

(跡地の利用)

第7条 清掃工場の跡地利用については、他の迷惑施設に利用しない。

第3章 公害防止

(分別収集)

第8条 甲は、ごみの資源化と焼却ごみの減量化及び公害防止を図るため、もやせるごみ、もやせないごみ（プラスチック等）、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみの種類ごとに分別させ収集することとし、これを市民に徹底させる。

2 分別すべき種類及び収集方法については、本協定第18条に定める運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を尊重する。

(ごみの減量化)

第9条 甲は、ごみの減量化を図るため焼却ごみのうち、生ごみ（厨芥類）については、コンポスターの普及を図る等堆肥化するよう市民を指導する。

2 営業ごみは、可能な限りの自己処理と資源化、再利用するよう指導する。

3 粗大ごみは、再利用されるよう努力する。

(焼却ごみの質)

第10条 焼却するごみに係るプラスチック類の混入率は、本協定第14条に定める測定方法により、分析した値で7%以下を目標とする。

2 甲は、前項に定めるごみの質について、四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条に定める収集区域（AからD地区）ごとに年3回調査し、市民に結果を公表する。

3 缶、びんの混入率については、運営協議会の意見を尊重する。

(分別の指導)

第11条 甲は、前条第2項に定める調査の結果、前条第1項の混入率を越えた場合は、当該地区に対し分別収集を徹底するよう指導する。その場合の指導方法については、運営協議会において協議し定める。

(営業ごみ)

第12条 清掃工場で処理する事業活動に伴って排出されるごみ（以下「営業ごみ」という。）は、市内において事業を営む者から排出されるごみで、且つ、別に甲が定める方法により登録した者から排出されるものに限定する。

2 営業ごみの分別方法は、第8条に定める分別種類と同様とする。これを達成するため、次の措置をとる。

(1) 甲は、営業ごみについては直接ごみピットに投入させず、一旦ダンピングボックスに投入させ、その分別方法が違反している場合は除去させる。

(2) 分別を行わない者については、搬入させない。

3 営業ごみの処理量は、年間ごみ処理量の15%未満を目標とする。

4 営業ごみの排出量を抑制するため、適切な措置を講ずるものとする。

5 医療系廃棄物については、処理状況を調査し、専門処理業者による適正な処理がなされるよう指導する。

(協定値)

第13条 甲は、清掃工場の操業に当たっては、別表1に掲げる協定値を遵守しなければならない。

(測定方法)

第14条 甲は、次の項目については、別表2に掲げる方法により測定する。

- (1) ばいじん量 (2) 硫黄酸化物 (3) 窒素酸化物 (4) 塩化水素
(5) 騒音 (6) 振動 (7) 臭気 (8) 焼却灰、バグ灰に含まれる有害物質
(9) 熱灼減量 (10) 焼却ごみ質 (11) 水銀 (12) ダイオキシン
(13) 気温、風向、風速などの気象状況

2 甲は、乙又は乙の指定した者が前項に定める測定に立ち会うことを認める。

3 硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素の排出濃度については、清掃工場の操業

時に、常に清掃工場の外から容易に見える位置に連続して、これらの数値を表示しなければならない。

(分析、立入調査等)

第15条 甲は、清掃工場からの公害を防止するため、前条に定める項目のほか、次の調査及び測定を実施する。これらの調査及び測定した結果は、資料として保管し、公開する。

- (1) もやせごみの組成分析 (年12回)
- (2) 分別収集の分別状況 (月1回以上)
- (3) 周辺環境の調査 (年1回乙と協議のうえ、大気、騒音、振動及び臭気)
- (4) その他必要な調査

2 甲は、乙から請求があった場合は、清掃工場の操業に関する資料を提出しなければならない。

3 乙又は乙の指定した者は、公害監視の立場から清掃工場へ立ち入り調査をすることができる。その場合は安全上、清掃工場管理責任者の指示に従うものとする。

(協定値を越えた場合の措置)

第16条 甲は、清掃工場の操業により発生する排ガス、騒音、振動及び臭気が第13条に定める協定値を越えた場合、又は越える恐れのある場合は、運営協議会に報告するとともに、直ちにこの原因と認められる項目に係る施設の操業を一時停止しなければならない。

2 甲は、前項の規定により施設の操業を一時停止した場合、協定値を達成し、維持するために必要な措置を講じなければならない。その後、当該施設の操業を再開するに当たっては、運営協議会の承認を得なければならない。

3 前項の規定により、施設の操業を再開した場合は、直ちに操業の一時停止の原因と認められる項目について、第14条に定める方法により測定するとともに、運

営協議会にその結果を報告しなければならない。

(操業時の遵守事項)

第17条 甲は、清掃工場の操業に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 焼却炉の稼働日数は、年間300日以内とする。日曜日及び祝祭日は稼働しない。
- (2) 一日の稼働時間は、16時間以内とする。ただし、設備の点検、整備時及び緊急修理時において一炉運転をする場合は、乙の承諾を得て、時間を延長できるものとする。
- (3) 一日のごみ焼却量は、110トンを限度とする。ただし、ごみ量が増える時期において、ピット内貯留によっても、なお処理できない場合は、乙の承諾を得て、焼却量を増量できるものとする。
- (4) 粗大ごみ処理施設は、日曜日、祝祭日及び土曜日は稼働させない。一日の稼働時間は、9時から16時までとする。また、家庭から排出される以外の大型電気製品の破碎は行わないこととし、危険物及び有害物は、清掃工場では処理しない。
- (5) 清掃工場へのごみの搬入及び焼却灰等の搬出について、みそら地区内の道路は、みそら地区の収集車両だけに限定し、清掃関係車両及びごみを持ち込む一般車両については通過させない。ただし、みそら小学校東側の中央道路及び市道向井物井線は除く。また、搬入搬出時間は9時から16時までとする。
- (6) ごみの選別及び破碎等の作業は、屋外で行わない。
- (7) 助燃用燃料は、都市ガスを使用する。
- (8) 焼却灰及び廃棄物を野積みにはしない。
- (9) 焼却灰の熱灼減量は、3%以下とする。
- (10) 焼却炉内温度を常に750℃以上950℃以下に保つこと。

(1) 焼却灰及びバグ灰は、セメント固化処理する。

(運営協議会)

第18条 この協定の厳正な運用を保ち、清掃工場からの公害の発生を未然に防止し、周辺住民と行政の協力によって清掃工場の円滑な運営を図るため、運営協議会を清掃工場の操業に先立って設置する。

2 運営協議会の構成は、次のとおりとする。

周辺住民代表7名 (みそら自治会4名) 学識経験者3名

四街道市職員3名以内

3 運営協議会は、次の事項について協議し、又は報告を受けるものとする。

(1) ごみの分別の種類及び分別方法 (第8条参照)

(2) 焼却ごみの質 (第10条参照)

(3) 協定値を越えた場合の措置及びその後の操業再開 (第16条参照)

(4) 第14条及び第15条に規定する調査、測定方法及びその結果に対する措置

(5) 清掃工場施設の変更

(6) 清掃工場の建設及び操業状況

(7) 性能試験の立会い及びそれについての検討

(8) 住民からの清掃工場に対する苦情の処理

(9) その他運営協議会で必要と認めた事項

4 運営協議会の運営に必要な事項は、別途、甲と周辺住民の間で協議して定める。

第4章 協定違反に対する措置等

(協定違反に対する措置)

第19条 甲が本協定に違反した場合は、第16条に定める措置を講ずるほか、直ちに清掃工場の操業を停止しなければならない。

(補償)

第20条 甲は、清掃工場の操業に伴い、甲の糞に掃すべき事由によって乙に所属する住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の原因となる事項の改善を図るため必要な措置を講ずるとともに、責任をもってこれを補償しなければならない。

第5章 補 則

(協定の改定及び協議)

第21条 この協定を改定する場合には、甲乙間の同意を必要とする。また、この協定に疑義が生じた場合には、甲乙間で誠意をもって協議するものとする。

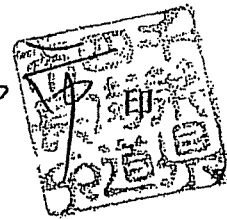
(施設の変更)

第22条 甲は、清掃工場の施設の一部を変更しようとする時又は現在実施しているごみ処理の方法を変更しようとする時は、乙の同意を得なければならない。また、現在計画している以外の施設を敷地内及びその周辺に設置してはならない。

平成元年 〆月 30日

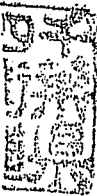
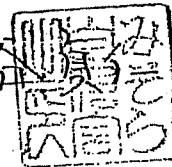
甲 四街道市長

高松 煥



乙 みそら自治会長

石戸 谷



(別表1)

協定項目及び協定値

(1) 排ガスの排出濃度

(1時間値)

項目	協定値	努力目標値
ばいじん	0.03g/Nm ³ 以下	0.02g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	30PPM以下	10PPM以下
窒素酸化物	150PPM以下	100PPM以下
塩化水素	25PPM以下	15PPM以下

※ 総量協定値については、操業後検討して、協定する。

(2) 騒音

項目	協定値	備考
朝(6時~8時)	45ホン以下	(A) 特性
昼(8時~19時)	45ホン以下	"
夕(19時~22時)	45ホン以下	"
夜(22時~翌6時)	40ホン以下	"

※ ただし、敷地境界における清掃工場の操業に係る騒音の値とする。

(3) 振 動

項 目	協 定 値	備 考
昼 (8時~19時)	50デシベル以下	低周波振動については問題を発生させないレベルとする。
夜 (19時~翌8時)	50デシベル以下	

(4) 臭 気

項 目	協 定 値
ア ン モ ニ ア	0.59 PPM以下
メチルメルカプタン	0.00065 PPM以下
硫 化 水 素	0.0056 PPM以下
硫 化 メ チ ル	0.0023 PPM以下
トリメチルアミン	0.0014 PPM以下
二 硫 化 メ チ ル	0.0029 PPM以下
ス チ レ ン	0.17 PPM以下
アセトアルデヒド	0.015 PPM以下
臭 気 濃 度	10以下
臭 気 強 度	2以下

※ 周辺住民に対し、不快な臭気を発生させないこと。

(5) 排 水

工場排水はクローズドシステムとし、全量再利用する。
ただし、雨水は除く。

(別表2)

測定項目、方法、回数及び測定場所

(1) - 1 排ガスの排出濃度測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
ばいじん	JIS Z8808	年6回	煙突内部
硫黄酸化物	JIS K0103		
窒素酸化物	JIS K0104		
塩化水素	JIS K0107		

(1) - 2 排ガスの排出濃度測定 (自動連続測定)

項目	測定方法	測定回数	測定場所
硫黄酸化物	JIS K0103	自動連続測定	煙突内部
窒素酸化物	JIS K0104		
塩化水素	JIS K0107		

(2) 騒音 (3) 振動 (4) 臭気 測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
騒音	JIS Z8731	年1回	工場敷地境界線上で 住宅地に近接した場所
振動	JIS Z8735		
臭気	(1)による		

(1) 臭気濃度については、三点比較式臭袋法によることとし、悪臭物質濃度については、悪臭防止法に規定する測定方法による。

(5) 焼却灰及びバグ灰中に含む有害物質測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
有害物質	環境庁が定める方法	年 2 回	乙が指定した場所

(6) 焼却ごみ質の分析方法

項目	測定方法	測定回数	測定場所
ごみ質	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2-Iに定められた方法	年12回 (収集区域ごとに年3回)	

(7) 熱灼減量の測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
熱灼減量	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2-IIに定められた方法	月 1 回	

(8) 水銀 (9) ダイオキシン

測定方法、測定場所等は別途運営協議会で協議する。

(10) 気象状況

項目	測定方法	測定回数	測定場所
気温	測温抵抗体式	自動連続測定	工場敷地内
風向	プロペラ式		
風速	超音波式		